

沼間小学校区地域連合会（住民自治協議会）

令和2年度 第1回代表者会議 次第（新書式案）

日時 令和2年7月27日（土）15:00～17:00

場所 沼間小学校区コミュニティセンター / 逗子市商工会館 302 号室

- 1 開会 会長挨拶
- 2 議題
 - 1) 地域づくり事業
 - 2) 逗子市審議会・懇話会等の報告
 - 3) 議題に関する質疑
- 3 地域の団体活動
 - 1) 会員団体
 - 2) 協力団体
- 4 地域の情報の発信
 - 1) 行政からのお知らせ
 - 2) 議員からの情報
 - 3) その他（催し物・お祭りなど）

5 閉会

次回の代表者会議は

令和2年8月24日（土）15:00～17:00 コミュニティセンター/逗子市商工会館 302 号室
（役員会は8月16日（金）19:00～ 県営逗子桜山ハイツ集会所）

地域スローガン

「挨拶運動」 おはよう、こんにちは、行ってらっしゃい！

「ごみを減らそう」 生ごみは軽く水切りをして減量する

7月活動報告（書式及び記入例案）

逗子市、県との連携

報告	担当者	活動名	活動内容
		逗子市池子接收地返還促進市民協議会	
		逗子市安全安心に関する懇話会	
		逗子市地域福祉活動計画懇話会	
		逗子市総合防災訓練	
		まちづくりネットワーク会議	
		空き店舗・空家の有効活用会議	
		津波避難訓練	
○	磯部保和	逗子市総合計画審議会	6月26日進行管理部会開催
		住民自治協議会連絡会	

地域づくり事業及び会員団体との協働活動

報告	団体	活動名	活動内容
	福祉部会	互いに気遣うまちづくり	
	防災安全部会	防災対応力の向上	
○	防災安全部会	崖崩れ注意箇所対策	注意箇所の再調査開始
	環境部会	東逗子駅前ロータリー美化	
○	青少年部会	わんわんパトロール	隊員募集中、現在11頭登録済み
○	まちづくり部会	公共交通の充実	コロナ対策を踏まえた実証実験準備中
	まちづくり部会	空き店舗、空き家の有効活用	
	まちづくり部会	東逗子駅前用地活用事業計画への参画	
	沼間体育会		

	桜山体育会		
	ズシップ沼間地区連合会		
	沼間小学校PTA		
	東逗子子供会連合会		
	逗子杜の郷		
	エコ広場逗子		
	東逗子商栄会		
○	避難所運営委員会	避難所運営訓練	準備の月例会の再開
	ホテルの里の会	ホテルの里の環境整備	
○	ずし子ども0円食堂	食堂の開催	自粛中

協力団体の活動

報告	団体	活動名	活動内容
○	沼間小学校	学校運営・行事等	
○	沼間中学校	学校運営・行事等	
○	社会福祉協会	運営・行事等	
	上桜山連絡協議会		
○	東部包括支援センター	運営・行事等	

項目	やるべきこと・決めるべきこと	いつ
1 コロナ時代の運営	3密を避け、効率的運営を行う	役員会
2 通常総会コメント	回答を準備する	役員会
3 臨時総会	開催日を決める（やらないも選択肢）	役員会
4 役員人事	臨時総会に向けて準備する→ ^④	役員会
5 令和2年度活動計画	代表者会議で提示する	代表者会議
6 会則改定	意見のすり合わせをどう進めるか	役員会
7 予算・決算	書式を改定する	2年度末
8 令和2年度会費徴収	保留の手続きを決める	役員会
9 地域の公共交通トライアル	コロナを考慮した開始計画を作る	速やかに
10 空き家対策	次のステップをどうするか	速やかに
11 みまもりネットワーク	具体的にどのように強化していくか	速やかに
12 わんわんパトロール	隊員募集を続ける	速やかに
13 防災対策情報	啓発文書を作成して配布する	速やかに
14 高齢者の避難プラン	自治団体ごとに具体的に策定する	速やかに
15 がけ崩れ注意箇所再調査	自治団体に前回の調査票を提示する	速やかに
16 主要道渋滞緩和対策	保守を継続する	速やかに
17 東逗子駅前ロータリー美化	コロナを考慮して次回予定を決める	速やかに
18 子ども0円食堂	コロナを考慮して次回予定を決める	速やかに
19 エコ広場ずし	当会としてどのように運営するか	速やかに

その他のご意見とその回答(案)

令和2年度定時総会に寄せられたご意見とその回答(案)です。

団体Dは会員ですが、投票用紙の返送遅れ(5月25日消印)で、無効票となりました。

団体Eは非会員で、投票権はありませんが、ご意見を寄せられました。

木暮成員：この地域で活動してればよい

団体	ご意見、ご質問等	回 答 (案)
D	3. 第3号議案 役員人事:賛成 磯辺さんは逗子市の住民でないとお伺いしました。 役員名簿に名を連ねる方が、もしそうなら大問題です。根拠、経緯なりを説明願いたい。	先ず、磯辺ではなく、磯部です。 磯部はずっと逗子市の住民であり、事実誤認です。 役員は住んでなくてもよい。 ×PTである人にはちゃんとやってる。
	5. 第5号議案令和2年度収支予算(案):反対 本来の活動を考えれば「地域づくり事業経費」にもっと予算を充てるべき。通信費の内、郵送による開催案内はムダな費用。携帯電話、PCの有効活用行なえば、基本通信料はかなりの削減が図れるはず。	ご指摘内容は、その通りか思います。ただし、各代表者の方々には、携帯電話番号、メールアドレス等の連絡をお願いしていますが、お持ちでない方や、ご連絡頂けない方が居られ、携帯電話、Eメール等で皆様に連絡することができないのが現状です。 個人情報の守秘には十分注意しており、今後も携帯電話番号、メールアドレス等の登録を呼び掛けてまいります。
E	2. 第2号議案 令和元年収支予算 事務費が予算に比べて異常に大きな差異が出ている。 何か特別な事情が発生したのでしょうか？ 税金で賄われているお金が、つじつま合わせのような(事務費での支出)決算は異常とみられてしまうと考えます。 予備費が昨年度と大きく異なっておりますが、安定した会の運営を考える時、配慮が必要ではないでしょうか。 (行政から金額の件で何か通達があった？)	当会の収支・決算に対してご心配頂き、有難うございます。 事務費の明細資料も添付致しましたが、予算と決算に差異が発生したのは、備品の購入がかさんだことに依ります。 購入した備品は代表者会議で活用しており、ご覧になられたことかと思えます。つじつま合わせのようなことは、一切ありません。 収支詳細及び決算は監事2名による監査において、異常な点の指摘は一切ありませんでした。収支決算も逗子市に提出し、受理されております。 令和2年度は大きな備品の購入予定は無く、問題はあり ません。
	その他ご意見 先般、会則の改定は否決されましたが、組織変更(部会制)について、会報・役員からの報告書・連絡等々で多数記載されております。会則の改定がなされていない以上、現会則に則り、会の運営がなされなくてはなりません。改めて、代表者会議において討議を行う必要があると思います。次回代表者会議にておいて、議題の一つとしてご提案下さい。	当会の会則改定、組織変更に対してご意見を戴きまして、有難うございます。 (1)経緯:昨年度、当会活動の活発化と地域づくり事業の推進を狙いに、「部会」の導入提案をさせて頂きました。役員会の承認を経て、代表者会議にて数回ご説明をし、昨年8月の代表者会議にてご承認を戴きました。 (2)規約上:「部会」は、会の組織ではなく、事業運営の一形態となっています。「部会」の導入は、第48条に基づき役員会で承認された部会の導入案を、第27条に基づき代表者会議に上程し、第32条に基づき可決承認を戴きました。 ということで、規約上も問題無い状況にあり、ご指摘は全く当りません。 ます。

総会でのご意見、ご質問とその回答(案)

会員	ご意見、ご質問等	回 答 (案)
A	6. その他ご意見 新型コロナ渦の中、公園等でマスクをしていない人がいると、強い態度で批判する人が居る。また医療従事者への偏見が有るとの話も聞く。非常時だからこそ、差別はしない、許さないという優しさが有る社会であるように、本会からも発信して頂きたい。	その通りと思います。 新型コロナの影響下、当会としてどのような発信・対応等が可能か、検討していきたいと思ってます。
B	6. その他ご意見 沼間小学校区以外の住人が、会員になっているが、如何なものか？地元で行って欲しい。	当会の会則では、沼間小学校区内で活動する団体は、会員になる資格があります。
C	1. 第1号議案 令和元年活動報告:反対 昨年8月の運営に「部会の承認」とあるが、組織改変は総会付議事項である。12月の臨時総会で会則改定は否決されており、「部会」は認められない。	(1)経緯:昨年度、当会活動の活発化と地域づくり事業の推進を狙いに、「部会」の導入提案をさせて戴きました。役員会の承認を経て、代表者会議にて数回ご説明をし、昨年8月の代表者会議にてご承認を戴きました。 (2)規約上:「部会」は、会の組織ではなく、事業運営の一形態となっています。「部会」の導入は、第48条に基づき役員会で承認された部会の導入案を、第27条に基づき代表者会議に上程し、第32条に基づき可決承認を戴きました。 ということで、規約上も問題無い状況にあり、ご指摘は <u>全く当りません。</u> (ます)。 【現会則から】 第27条抜粋:代表者会議は、次の事項を審議し、決定する。 (1)役員会で審議した事項に関すること。 第32条「代表者会議の議事は、出席した代表者の会議の構成員の過半数の同意をもって決し、過半同数のときは、議長が決するところによる。 第48条抜粋:この会則に定めるものの他、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。
	3. 第3号議案 役員人事:反対 臨時総会の結果、とその議論を踏まえると、この機会に役員の改変を試みるべき。特に役員トップについて、謙虚な姿勢を望む。	現会則では、第17条に役員の決定は、総会の審議事項となっています。今総会において、第3号議案に上程した現役員は、全員ご承認を戴きました。
	4. 第4号議案令和2年度活動計画(案):賛成 第1号議案と第3号議案への意見について、役員会及び代表者会議に諮って欲しい。	戴きましたご意見については、役員会に諮り、その後代表者会議で報告する予定です。郵送する。

